

# 郡中学校社会体育文化クラブ育成会 部活動（運動部・文化部）に係る活動方針

平成31年3月作成 令和4年2月21日更新

## 【活動のねらい】

心身の健全な発達やスポーツ技術の向上に努めるとともに、余暇の善用及び健康生活への関心を高める。

## 【休養日】

学期中は週当たり2日以上（平日1日、土日1日以上）、家庭の日（毎月第3日曜日）をノー部活動デーとする。毎年4月当初に各部で休養日を設定し、保護者や外部指導者に一覧表を配布して周知を図る。

## 【活動時間及び活動場所】

- ① 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。  
（1週間当たり11時間を超えてはならない）
- ② 各部の活動場所は、原則として郡中学校の敷地内とする。他の施設を利用する場合は、所定の用紙にて校長の許可を受ける。
- ③ 各部の活動は、学校教育・学校管理に支障のない範囲で、学校の定める時間・場所において行う。
- ④ 各部の活動時間帯は、原則として次のとおりとする。
  - イ. 練習の開始時刻  
平日：16:30～（日課による変更有り） 土曜日・日曜日・祝日：各部の練習計画による。
  - ロ. 練習の終了時刻（完全下校時刻）

3月	18:00	4月～9月	18:30
10月	18:00	11月～2月	17:30

※学年末試験後の練習終了時刻については、3月の活動時間と同様とする。
  - ハ. テスト前・テスト中は活動を中止する。定期テスト：5日前より
  - ニ. 長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）の活動については別に定め、一覧表を作成する。
  - ホ. 中体連関係の大会（文化部はこれに相当するコンクールなど）では、4週間前から10回までの範囲で30分の活動時間延長を認める。但し、所定の様式で延長願いを提出して校長の決裁を受け、社会体育文化クラブ育成会長に届け出る。

## 【大会参加】

大会への参加は、中総体関係の大会（文化部はこれに相当するコンクールなど）を除き、年間7回までとする。

## 【活動計画立案及び提出と公開、保護者や外部指導者との連携】

- ① 年度末に、各部の「今年度の活動実績（主な大会参加）」をまとめる。
- ② 新年度に、新しい部活動顧問が前年度の①を参考にしながら、外部指導者や各部の社会体育文化クラブ理事と相談の上、「本年度の活動計画」を作成する。※新型コロナウイルスの感染拡大防止のために大会の中止や延期が続いているため、4月末現在において、各部の計画は未作成。
- ③ ②の一覧表を作成し、4月末に開催される「社会体育文化クラブ育成会総会」にて報告して周知を図る。
- ④ ③の後、本活動方針及び②の一覧表を郡中学校HPに掲載する。
- ⑤ 令和元年度より毎年度、①から④の手順で、郡中学校の「部活動に係る方針」を作成していく。